

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年4月21日（令和4年（行個）諮問第5112号）

答申日：令和5年7月6日（令和5年度（行個）答申第5035号）

事件名：本人に対する遺族補償給付の支給決定に係る調査結果復命書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和3年特定月日付特定監督署長が私に支給決定した業務災害による被災者特定個人（令和2年特定月日死亡）の遺族補償給付（遺族補償年金等）に関わる調査復命書及び添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年10月26日付け広労発基1026第1号により広島労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示（マスキング）部分について、法14条2号、3号、7号の適用は不適法であり、これを取消して全部開示すべきである。特に、過重性の評価において、労働時間以外の負荷要因は認められないとされているが、当方からの疑惑に関する情報提供に対してどのように確認されたのか、明らかにしていただきたい。

労働基準監督署の関係者からの聞き取り調査のみを根拠とした判断では真実を把握することは困難であり、企業における再発防止対策を確実なものとすることができず、今後、同様な事案が再発する恐れが大である。

今回のような不幸な事案は、絶対に繰り返されてはならないものであり、企業の再発防止対策を確実なものとするためにも情報開示が必要である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年9月24日付け（同月27日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年1月20日付け（同月21日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について
（略）

- (2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2、7の③、8の①、9の②、10の①、11の②及び12の②の不開示部分は、請求人以外の氏名、署名及び印影等、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③及び8の②の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求人以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の④及び10の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、5、6、7の②、9の①、11の③及び12の③の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、7の①、9の③、11の①及び12の①の不開示部分は、特定法人の組織及び人事管理等に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該法人が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③及び8の②は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求人以外の特定の個人から聴取した内容であり、これらの部分が開示された場合には、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の④及び10の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書等の内容であり、これらの情報が開示された場合には、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ウ)で既に述べたところで

ある。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することを躊躇し、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7の①、9の③、11の①及び12の①の不開示部分は、特定法人の組織及び人事管理等に関する情報であり、一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法14条該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法14条該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和4年4月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月19日 | 審議 |

- ④ 令和5年6月6日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番5

当該部分は、被災者に係る死体検案書及び健康診断結果のお知らせに記載された、医師の署名及び印影である。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が特定監督署に提出した資料であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番1、通番6及び通番7

通番1は、特定疾病の業務起因性の判断のための調査復命書（以下「調査復命書」という。）に記載された、被災者が所属していた特定事業場の労働者数である。労働者数については、特定部署の規模を踏まえると、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番6及び通番7は、特定事業場の印影であるが、審査請求人から特定監督署に提出された資料に含まれるものであり、審査請求人の知り得る情報である。

当該部分は、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 4 及び通番 1 8

当該部分は、医師意見書及び調査復命書に記載された当該意見書の記載内容を引用した部分である。

当該部分は、当該意見書に記載された医師の氏名と併せて見ると、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている内容から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当するものと認められる。

また、当該部分を開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番 9、通番 1 9 (2) 及び通番 2 2 (2)

当該部分は、特定事業場から提出された資料の一部である。このうち通番 9 は監督署から特定事業場への質問事項及び事務的な内容であり、通番 1 9 (2) 及び通番 2 2 (2) は事務連絡文書である。当該部分はこれを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番 1 6

当該部分は、審査請求人の同意を得て、特定監督署が特定の団体から提出を受けた被災者に係る資料であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番 1 9 (1)、通番 2 0、通番 2 2 (1) 及び通番 2 3

当該部分は、特定事業場から提出された、被災者の勤務状況等に関する各種資料である。

通番 1 9 (1) に含まれる就業規則、賃金規定等の社内規定は、被災者に係る労災遺族補償給付を請求している審査請求人にこれを開示

しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。通番19(1)のその余の部分及び通番22(1)は、原処分において開示されている情報と同様の内容又は開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人の知り得る情報であると認められるものであるか、特定監督署の受付印にすぎない。

当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

通番20及び通番23は、組織図の一部及び労働者の勤務状況等を表す一覧資料の氏名及び所属等の記載部分のうち、被災者本人の情報又は被災者の所属する部署の労働者氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、通番19(1)及び通番22(1)は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、また、通番20及び通番23は同条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番2, 通番11, 通番12, 通番15, 通番17(1), 通番20及び通番23は、調査復命書に記載された審査請求人以外の関係者の職氏名、聴取書に記載された被聴取者の住所、職業、氏名、生年月日及び自署、事業場提出資料、意見書等に記載された担当者の職氏名及び医師等の氏名、署名、印影等である。

当該部分は、いずれも法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番17(2)は、労災協力医の自署及び印影である。地方労災

医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番3、通番4、通番13及び通番18は、聴取書に記載された被聴取者からの聴取内容、医療機関から提出された資料に記載された主治医の意見及び調査復命書の記載の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者からの批判等を恐れ、被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

通番1は調査結果復命書に記載された、医師による面接指導の実施時期及び内容である。当該部分は事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

通番8、通番10、通番21、通番24は、特定事業場等から提出された資料に押印された当該事業場の印影である。通番14は、医療関係資料に押印された特定健康保険組合の印影である。これらの印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番 9，通番 19 及び通番 22 は，事業場から提出された資料である。当該部分には，特定事業場の内部情報等が記載されており，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，当該部分は，これを開示すると，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法 14 条 3 号イに該当し，7 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法 14 条 2 号，3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分は，同条 2 号，3 号イ及び 7 号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることが妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同条 2 号，3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号 及び文書名	2 不開示部分			3 2欄のうち開示すべき 部分
	該当箇所	法14 条各号 該当性	通番	
1 調査復 命書①	① 1頁 労働者数, 8 頁 不開示部分	3号イ	1	1頁 労働者数
	② 7頁 事業場労働者 氏名	2号	2	—
	③ 14頁 不開示部分	2号, 7号柱 書き	3	—
	④ 10頁, 11頁医師 の意見	2号, 7号柱 書き	4	10頁主治医の意見書欄2 行目1文字目ないし5文字 目, 10文字目ないし7行 目16文字目, 8行目1文 字目ないし26文字目, 9 行目ないし10行目9文字 目, 11行目ないし14行 目, 16行目1文字目ない し7文字目, 12文字目な いし34行目15文字目, 35行目, 11頁1行目, 2行目, 4行目
2 請求人 提出資 料①	(署名・印影) 21 頁, 24頁 (署名) 22頁 (印影) 25頁, 29 頁, 31頁	2号	5	全て
3 請求人 提出資 料②	24頁 法人の印影	3号イ	6	全て
5 請求人 提出資 料③	3頁 法人の印影	3号イ	7	全て
6 監督署 照会文 書	1頁 法人の印影	3号イ	8	—
7 事業場 提出資 料①	① 1頁ないし4頁 (② 及び③を除く) 不開示 部分	3号 イ, 7 号柱書 き	9	1頁1行目, 2行目(日付 除く), 3行目ないし7行 目(印影除く), 8行1文 字目ないし5行目, 9行目 1文字目ないし5文字目, 10行目, 11行目, 項目

					1の1行目, 項目2の1行目, 項目2(1)1行目, 監督署受付印, 2頁項目2(2)1行目ないし2行目2文字目, 項目2(2)3行目, 項目2(3)1行目, 2行目, 項目2(4)1行目, 項目2(5)1行目ないし3行目26文字目, 項目2(5)4行目, 項目2(6)1行目, 監督署受付印, 3頁1行目ないし4行目, 監督署受付印, 4頁全て(契印除く)
		②1頁 法人の印影	3号イ	10	—
		③1頁 署名, 3頁 同僚の氏名, 生年月日	2号	11	—
8	聴取書 ②	①(住所・職業・氏名・生年月日)1頁, 7頁, 14頁, 20頁, 24頁 (署名)6頁, 13頁, 18頁, 22頁, 29頁 (印影)9頁 (調査場所, 面談者氏名)30頁	2号	12	—
		②1頁ないし18頁, 20ないし22頁, 24頁ないし30頁聴取内容	2号, 7号柱書き	13	—
9	医療関係資料	①1頁 法人の印影	3号イ	14	—
		②1頁 担当部署, 氏名, 4頁 担当者氏名	2号	15	—
		③5頁不開示部分	3号イ, 7号柱書き	16	全て
10	医師意見書	①署名・印影 (1)1頁, 6頁 (2)20頁, 21頁	2号	17	—
		②1頁, 6頁, 7頁 不開示部分(①を除く)	2号, 7号柱書き	18	1頁負傷の部位及び傷病名欄, 主訴及び自覚症欄, 依頼事項にかかる意見欄全て

					(1行目17文字目ないし最終文字, 2行目26文字目ないし34文字目, 3行目10文字目ないし最終文字を除く), 監督署受付印, 6頁主訴及び自覚症欄, 依頼事項にかかる意見欄全て, 7頁1行目ないし17行目34文字目, 19行目ないし21行目
1 1	事業場 提出資料②	① 1頁ないし95頁不 開示部分 (②及び③を 除く)	3号 イ, 7 号柱書 き	19	(1) 1頁2行目及び3行 目社名記載部分, 日付け部 分, 右から4列目の枠下か ら1行目及び11行目, 7 頁表頭, 9頁ないし48 頁, 49頁顔写真及び写真 右側の枠内全て, 事業所 欄, 基本-退職欄, 異動歴 欄, 監督署受付印, 50頁 人事事業所歴欄, 人事所属 歴欄, 社員区分歴欄, 役職 歴欄, 監督署受付印, 51 頁公的資格欄, 監督署受付 印, 52頁住所欄, 緊急連 絡先欄, 身上欄, 家族欄, 監督署受付印, 53頁メー ルアドレス欄, 監督署受付 印, 54頁ないし64頁, 67頁, 68頁, 72頁な いし76頁, 77頁ないし 80頁, 81頁ないし87 頁, 89頁ないし95頁 (2) 88頁 (7行目を除 く)
		② 1頁ないし8頁 社 員氏名, 生年月日等	2号	20	1頁右から4列目の枠下か ら2行目ないし10行目, 7頁下から18行目
		③ 47頁 法人の印影	3号イ	21	-
		④ 65頁 請求人送信 FAX, 66頁 賃金 台帳, 69頁ないし7 1頁 勤怠月報	新たに 開示	-	-

1 2	事業場 提出資料③	① 1 頁ないし 5 1 頁 不開示部分（②を除く）	3 号 イ, 7 号柱書 き	2 2	(1) 1 6 頁, 2 5 頁 1 行 目, 下から 5 行目, 表頭, 2 6 頁表頭, 監督署受付 印, 2 7 頁表頭, 下から 5 行目, 2 8 頁表頭, 監督署 受付印, 2 9 頁表頭, 下か ら 5 行目, 3 0 頁表頭, 監 督署受付印, 3 1 頁表頭, 下から 5 行目, 監督署受付 印, 3 2 頁表頭, 監督署受 付印, 3 3 頁表頭上の手書 き部分, 表頭, 3 4 頁表 頭, 1 6 行目, 監督署受付 印, 3 5 頁表頭, 監督署受 付印, 3 6 頁表頭, 1 6 行 目, 監督署受付印, 3 7 頁 表頭, 監督署受付印, 3 8 頁表頭, 1 6 行目, 監督署 受付印, 3 9 頁表頭, 監督 署受付印, 4 0 頁表頭, 1 6 行目, 監督署受付印, 4 1 頁表頭上の手書き部分, 表頭, 4 2 頁表頭, 監督署 受付印, 4 3 頁表頭, 監督 署受付印, 4 4 頁表頭, 監 督署受付印, 4 5 頁表頭, 4 6 頁表頭, 監督署受付 印, 4 7 頁表頭, 4 8 頁表 頭, 監督署受付印, 4 9 頁 表頭, 監督署受付印, 5 0 頁表頭, 監督署受付印 (2) 5 1 頁全て (7 行 目, 1 3 行目, 1 4 行目を 除く)
		② 1 4 頁ないし 5 0 頁 社員氏名, 所属, 1 7 頁 担当者氏名, 1 8 頁 産業医印 影, 5 2 頁 印影	2 号	2 3	2 5 頁下から 5 行目, 2 7 頁下から 5 行目, 2 9 頁下 から 5 行目, 3 1 頁下から 5 行目, 3 4 頁 1 6 行目, 3 6 頁 1 6 行目, 3 8 頁 1 6 行目, 4 0 頁 1 6 行目
		③ 5 2 頁 法人の印影	3 号イ	2 4	—

(注 1) 当審査会事務局において、2 欄の該当箇所の記載方法を整理した。

(注 2) 不開示部分のない、文書 4, 文書 1 3, 文書 1 4 及び文書 1 5 は記載

を省略した。